

# 令和元年 豊後大野市教育委員会 10月定例会 議事録

## 1 開催日時

令和元年10月23日(水曜日) 午前9時28分開会 午前11時47分閉会 (2時間19分)

## 2 開催場所

豊後大野市役所 2階 教育委員会室

## 3 出席者

委員 4名中4名出席

(出席委員等)

教育長 下田 博

1番委員 矢野 憲一

2番委員 羽田野 光江

3番委員 衛藤 恵子 (教育長職務代理者)

4番委員 衛藤 栄一

(欠席委員) なし

事務局 6名中5名出席

教育次長 衛本 浩二

学校教育課長 内野宮 俊介

社会教育課長 深田 宏文

学校給食共同調理場長 赤嶺 真一 (学校教育課参事 兼)

図書館長 太田 新子 (社会教育課参事 兼)

(欠席) 1名

歴史民俗資料館長 高野 弘之 (社会教育課参事 兼) …職専免により欠席

書記 1名出席

学校教育課 課長補佐兼教育総務係長 麻生 正文

## 4 付議事項等

報告事項 (報告第15号 … 答申受理)

報告第14号 豊後大野市教育委員会教育長表彰について

報告第15号 学校教育審議会の答申〔豊後大野市立幼稚園の今後のあり方〕について

協議事項 豊後大野市奨学金返還支援制度に基づく「豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱」について

《追加案件》 フリースクールに関するガイドラインについて

議事案件

議案第47号 豊後大野市公民館利用規程の一部改正について

議案第48号 平成31年度 豊後大野市立学校児童生徒の就学援助の認定審査について

## 5 会議の概要

### ○出席者報告

衛本教育次長	皆様、こんにちは。 それでは、委員の皆さまお揃いですので、出席者の報告をさせていただきます。出席委員(4)名・欠席委員(なし)で、そして教育長と本日は教育委員会事務局(5)名の出席です。高野歴史民俗資料館長が職専免で「大分県山岳遭難捜索救助総合訓練」参加のため本日は欠席です。 それでは、教育長お願いします。
--------	--

### 1 開会

下田教育長	(時候のあいさつの後) それでは、ただいまから令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会を開会いたします。 (午前9時28分開会)
-------	---

### 2 前回議事録の承認

下田教育長	最初に 会議規則第6条第1項第2号の規定に基づき 令和元年9月26日開催の9月定例会 の議事録の承認を求めます。 議事録につきましては、事前に送付され、委員各位もご覧のことと思います。つきましては、事務局からの説明を省略し、承認手続を行います。 議事録について、ご質問等を受けたいと思いますが、何かございますか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	9月定例会 の議事録を承認することに、ご異議ありませんか。
全委員	(「はい・異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認め、承認します。

### 3 議事録署名委員の指名

下田教育長	続いて、会議規則第17条第2項の規定に基づき、本会議の議事録署名委員の指名を行います。2番 羽田野 光江 委員 を指名します。よろしくお願ひします。
羽田野委員	はい。(了承)

### 4 会期の決定

下田教育長	次に、会期の決定であります、付議事項等を勘案いたしまして、本日一日限り
-------	-------------------------------------

全委員	といたしたいと思いますが、異議ありませんか。
下田教育長	(「はい、異議なし」の声) 異議なし と認め、本日一日限りと決定します。 本日の付議事項等は 報告事項2件・協議事項2件・議事案件2件 です。ご協力をよろしく申し上げます。

## 5 諸報告

### (1) 教育長報告

下田教育長	諸報告に入ります。私の教育長報告ですが、資料をご覧ください。 (教育長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告する)
下田教育長	教育長報告が、終わりました。ただいまの教育長報告について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、各課報告に移ります。 重なる部分は、できるだけ、避けてください。

### (2) 各課報告

下田教育長	まず、教育次長 お願いします。 (衛本教育次長が、教育長・教育次長分について 令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする 資料口頭修正:11/2豊後大野市表彰記念式典・祝賀会⇒11/3)
下田教育長	次に、学校教育課長 お願いします。 (内野宮学校教育課長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	では、続きまして 学校給食共同調理場長 お願いします。 (赤嶺学校給食共同調理場長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	では、社会教育課長 お願いします。

下田教育長	(深田社会教育課長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料及び別紙により報告をする) では、図書館長 お願いします。
下田教育長	(太田図書館長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	それでは 歴史民俗資料館長の分について、社会教育課長 お願いします。
下田教育長	(深田社会教育課長が令和元年10月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	以上で、各課報告が終わりました。ただいまの各課報告について ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	本日、学校訪問のまとめが出てないようですが…。
内野宮学校教育課長	失礼しました。準備します。
下田教育長	指導に関してはできていたようですが、全体のものはできていますか。
内野宮学校教育課長	では、次回提出します。
下田教育長	教育次長、報告においては、市PTA連合会や校長会等の行事等については正規な名称を入れるようにしてください。両方(教育次長と学校教育課)が重なる必要はないので、事前にチェックしてください。
衛本教育次長	はい。
(深田社会教育課長)	(深田社会教育課長が当日配付資料により、「ことばの森フェスタ」出品状況を追加報告する)
下田教育長	昨年度が2,116作品で本年度が2,210作品ということは増えているということですね。
深田社会教育課長	はい、少しですけども。
下田教育長	小学校・中学校ともにそう変わりはないということですね。 これは、学校間で差がありますね。 その辺は、学校教育課はどうなのでしょう。

内野宮学校教育課長	その文書が社会教育課から届いて、学校がそれぞれ全学年でどれかに参加しようという体制は取れていると思いますが、この資料を見る限りには、そうでもない所もあるので、来年度に向けて学校の方に呼びかけたいと思います。
下田教育長	他にありますか、よろしいでしょうか。
衛藤栄一委員	1つよろしいでしょうか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衛藤栄一委員	少し戻るのですが、教育次長の報告の中に「ぐりぐら・おはなしの部屋」20周年記念行事というのがあるのですが、これは何でしょうか。結構、子ども達には有名なおはなしで、お世話になった子ども達も多いと思うのです。この内容はどのようなのでしょうか。どこかでイベントをするのでしょうか。
深田社会教育課長	緒方で、学校の先生のOBの方等を中心におはなしの会を作っておりまして、そこが今年20周年を迎えまして…
衛藤栄一委員	その会のおはなしですね。
深田社会教育課長	緒方公民館の方で、その会の20周年の記念をしたいということです。
衛藤栄一委員	分かりました。
衛本教育次長	教育長に来賓案内が来ています。
衛藤栄一委員	分かりました。
下田教育長	よろしいですか。
衛藤栄一委員	はい。
下田教育長	太田図書館長、新しい図書館の進捗状況をこれから毎月、報告できる内容がなくても、例えば「土が上がりました」とかでもよいので、それを入れてもらって(図書館の)事業報告をしていただけますか。変化がなかったら変化がなくても構わないのですが、これからその記述が毎月残っていくと、非常に教育委員会でも進捗状況を確認していることになるので、「(資料の)＜以降の予定＞」の下でよいので、「豊後大野市図書館の建設進捗状況」をコメントで、館長が見た目でよいので。
太田図書館長	はい、分かりました。写真の分については、建設課の担当にお聞きしたら、出せない部分もあるそうです。
下田教育長	いいです。そういうふうにしてください。意識を皆さんに持っていただくという意味で、(次回から)お願いします。

	次に歴史民俗資料館のところで、11月17日の子ども神楽大会については、予定に入っていましたかね。市教委が主催じゃないでしょうか。
衛本教育次長	すみません。認識していません。
衛藤恵子委員	ないということでしょうか。
下田教育長	出場団体とか実施要綱はできているのではないのでしょうか。
深田社会教育課長	歴史民俗資料館に確認をまだしておりません。
下田教育長	私もこの日に実施されることを知りませんでした。後で休憩に入った際に、確認していただけますか。
深田社会教育課長	そこは、休憩時間に確認します。
下田教育長	では、そうしてください。 (確認の結果:会場は朝地町・朝地支所が担当・朝地神楽祭実行委員会主催)
下田教育長	全体、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	ご質問がないようですので、付議事項に移ります。

## 6 付議事項等

### ○報告事項

#### 報告第14号 豊後大野市教育委員会教育長表彰について

下田教育長	事務局の報告を教育次長 説明を学校教育課長 お願いします。  (学校教育課長が令和元年10月 豊後大野市教育員会定例会資料・別紙資料により報告) 豊後大野市教育委員会教育長被表彰者を決定したので、豊後大野市教育委員会教育長表彰取扱要綱(内規)第3条第3項の規定に基づき、報告するもの。
下田教育長	ご質問ございますか。
全委員	ありません。
下田教育長	では、表彰の手順については早急にするようにお願いします。
内野宮学校教育課長	はい。

下田教育長	それでは、よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、次に移ります。

○報告事項(答申受理)

報告第15号 学校教育審議会の答申(豊後大野市立幼稚園の今後のあり方)について

下田教育長	事務局の報告・説明を教育次長 お願いします。  (学校教育課長が令和元年10月 豊後大野市教育員会定例会資料・前回事前配付資料により報告) 令和元年5月14日付教学第0514001号により諮問を行った「豊後大野市立幼稚園の今後のあり方」については、令和元年9月19日に別紙(令和元年9月定例会 その他 報告資料)のとおり答申があったので報告するもの。
下田教育長	それでは、報告というか答申が出されているわけですが、答申の内容について具体的に説明をさせていただきました。特にありますか。 今後、答申を受けて「幼稚園教育の方針」を出していくということですので、今年度の2月の教育委員会(定例会)には出せるのではないかというふうに思っています。それまでに、学校教育課で検討を重ねていただくということになっていますので、2月には方針を出せると思っています。 特にご意見があれば。
衛藤栄一委員	いいですか。
下田教育長	はい。
衛藤栄一委員	統合についてですが、統合というからには、1園と考えてよろしいのでしょうか。
下田教育長	学校教育課長、どうぞ。
内野宮学校教育課長	現時点では、そのように考えています。
衛藤栄一委員	1園にした場合にですが、すごく広域になるので、三重町に作った場合には、犬飼町・朝地町からのバス輸送の時間が、それと帰る時間を考えたときに、先程(説明)の中で地域性があるって、幼稚園に関しては学校併設こども園とも兼ねているということもあるので、1園が基本であるけれども、当分の間、子ども数が減少するまでに、要望があれば分園でもう1園というのは考えていらっしゃるのですか。
内野宮学校教育課長	現時点では、考えていません。

衛藤栄一委員	地域の要望等は、最終的に伺って当然…
内野宮学校教育課長	はい。
衛藤栄一委員	分かりました。ちょっとそれが心配だったので。
衛藤恵子委員	いいですか。 幼稚園って、私は各町に欲しいぐらいの気持ちはあるのですが、今の保護者のニーズとしては朝から夕方まで預かってくれる保育園とか認定こども園とかが主流になるのですが、この事業を進めるにあたって、できれば緒方の4・5歳児とか3歳児以上のところで幼稚園っていうふうなことになってくれたらいいのだけれどという…
内野宮学校教育課長	緒方保育園を…
衛藤恵子委員	そうです。 幼稚園をどこかに三重を中心に1つ統合するのではなくて、豊後大野市全体の中に1園・2園とか3園の幼稚園にというのは…夢ですかね。
内野宮学校教育課長	入園してくる園児の数が、極端に減ってしまっている現状があります。そうなったときに、先程(説明の中で)出てきた「10の姿」とか、子ども達はその関係の中で学んでいく訳ですが、そう考えたときに人数が少ないとなかなか集団活動もできないということで、人数が各町にあればそれでよいのですが、そうはならない。そこで、人数が15人以上いることで学ぶこと、それと地域にあること天秤にかけたときに、人数を15人とか集めた方がより幼稚園の方が、より幼稚園教育が充実するだろうという考え方です。
衛藤恵子委員	そこは分かりますし、それはいいことだと思います。 だから、今緒方の保育園には20人以上の4・5歳児がいるわけなのです。その子ども達に幼稚園教育をさせてあげたいのです。そちらの方にも幼稚園があれば、先程衛藤栄一委員さんがいわれたように、朝地からとか大野からとかか、そういうふうな移動手段と選択肢が出てくるのかと、清川の方が緒方に行くとか、その設置される場所は分からないのですが、保育園も十分保育等はやっているのだけれども、今の状況では朝から晩までの長い時間帯を世話することで追われて一杯一杯のところがあるので、そこに教育要素という部分を、4・5歳児に豊後大野市の子どもとして、幼稚園があるところの子どもさんが受けているような教育を受けさせてあげたいという気持ちです。
内野宮学校教育課長	それは保育要領の改訂によって、幼稚園であっても認定こども園・保育所であっても、「10の姿」で目指すところは同じになったので、本当はそこでも幼稚園と同等の教育ができないといけませんけど、現状はそうならないかもしれないですけど、確かに緒方に保育園があり幼稚園と同じ教育効果があって、そして三重に1園あるというのは、保育園と幼稚園があるのは、形は違いますが、そういうのがあれば確かに良いとは思いますが。その辺は子育



	て支援課と連絡を取って、きちっと「10の姿」とかが保育園でも行われるような要請をしておきます。
下田教育長	答申の2.が優先なのです。これがポイントなのです。一律の方針でなく、地域にあった施策を検討することが優先することが学校教育審議会の方針なのです。したがって、4.にたどりつくまでに一度優先的に2.を行ってくださいという答申内容なので…
衛藤恵子委員	私がいおうとしていることは飛んでいくので…
下田教育長	学校教育課長が説明したのは4.の内容です。4.にいく前に2.を行ってくださいということで調査に入るということですが、調査の予定はどうなったのでしょうか、教育次長。
衛本教育次長	すみません。 本日ご報告ができないのですが、来年度調査に入るということで、学校教育審議会では回答しているところではあります。来年度の秋ぐらいいまでは調査報告をしたいということで、考えています。
下田教育長	(来年度)秋までに調査の方向が出されるということは、秋までに方針を明確化したいということです。秋までに調査委員会を立ち上げて調査に入るということですが、年度内に調査に入らないと秋にまとまりませんが…この答申を受けた後すぐに調査委員会の立ち上げに入ってください。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	その上で4.の部分の検討に入るという答申の方向としては…ある幼稚園は放課後児童クラブに行けない状態になっている。幼稚園が、預かり保育をするしかない状況です。そういう実態のところで公立幼稚園を抜いたときにどうするのかという(問題)が生まれる…そういうことが、いっぱい地域事情が異なっているところを2.で、他の地域からみえられていた保護者から鋭い指摘を受けました。2.を必ず今年度中にどうやっていくのかを、11月頃には先程言った学校教育課長が提案させていただいていくことになろうかと思えます。これは、答申がスタートとですから、これから時間を置かずに具体的な施策を検討して行きたいと思えます。いいですか教育次長。
内野宮学校教育課長	ちょっとすみません。1ついいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
内野宮学校教育課長	先程の緒方保育園の件なのですが、審議会の中で緒方保育園長が「10の姿」を目指した教育を行っているというような報告も受けております。付け加えておきます。
衛藤恵子委員	私の(先程の)発言が、この議事内容にそぐわなく的外れなものでしたら、議

	<p>事録から削除していただいても良いのですが。</p>
下田教育長	<p>それはないと思います。認定こども園緒方保育園が、これは公立ですから、市教委が緒方のこども園に公立幼稚園をセットして今後行っていくというのは十分可能性が高い訳です。他のこども園と(セットして)やるというのはできないですが、緒方町に幼稚園型こども園を分離して作ることは可能なので、緒方支所・公民館を建設中の所に各種施設が集約されてくるかは全然議論はされていませんが、こども園の新設の要望もあるようです。これが実現するかは別ですが、もし園舎が新築されるのであれば、市教委も関わって、そこで幼稚園はできないかというのは、三重だけというよりは確かに2園あった方がいいと思うので、そこも視野に入れて検討をしてください。</p> <p>では、答申に関してはよろしいでしょうか。</p>
羽田野委員	<p>ちょっとよろしいでしょうか。</p>
下田教育長	<p>はい、どうぞ。</p>
羽田野委員	<p>ダブルかもしれませんが、話しがちぐはぐになるかもしれませんが、私どもの子どもが幼稚園に通うときは、地域に応じて幼稚園だろうと保育園だろうと、どちらでも近い方に通うというのが考え方だったのですが、基本的に保育園は0歳から5歳ぐらいまでですか、幼稚園は学校に行く前の子ども達に通うという観点でしたが、それは今違うのでしょうか、考え方が。というのは、幼稚園で2年又は3年の幼児教育を維持することで「10の姿」の教育を実施、保育園もそれを実施するということは、すみ分けはどこにあるのでしょうか。それが疑問なのですが、豊後大野市の子どもとして1園ないし2園、今のところ1園ということですが、2年・3年と、保護者としては、保育園に0歳から3歳まで通園させて3歳から5歳まで幼稚園に通園させるという考え方になるのか、そのところが今一つ良く分からないのですが、どうなのでしょう。</p>
内野宮学校教育課長	<p>こども園は0歳から5歳までです。保育料は無償という形になっています。そこに入るためには2号認定と…</p>
下田教育長	<p>学校教育課長、ちょっと待ってください。</p> <p>幼稚園の制度が変わったのです。</p>
羽田野委員	<p>はい。</p>
下田教育長	<p>3つあります。保育所・こども園・幼稚園型の3つです。保育所は従来からいう0歳から5歳まで保育、こども園というのは0歳から5歳まで保育+教育、そして幼稚園、どこを選択してもよい。今から課長が説明するのは、行く保護者の状況によって選べる所と選べない所の説明に入ります。</p>
内野宮学校教育課長	<p>幼稚園に入園できるのは、1号認定といって保護者が保育できる例えば専業主婦や祖父母がみることができるよう子どもが幼稚園に行きます。それができない保育を要する子ども達は、保育所やこども園に通います。幼稚園は基</p>

	<p>本的に時間が短いので、その後突発的に保護者の用事ができたときには預かり保育ということで対応するのですが、通常は有料です。ところが、新2号認定といって、保護者が子どもの保育をすることができないという認定を受ければ無償になるようになっています。</p>
<p>下田教育長</p>	<p>預かり保育は別として、幼児教育は3歳からの子どもを対象にしています。0歳から2歳までが保育です。こども園は、0歳から5歳ですから保育を2歳までして3歳から幼児教育が始まると、公立幼稚園も3歳からですが、市は残念ながら5歳児のみで、おおのさくら幼稚園が4歳児・5歳児の幼児教育をしている。だから、3歳から幼児教育ができるということです。保育所は当然3歳から幼児教育をしなければならないのですが、先程言った新しい子育て支援制度によって、保育所のままでできるので、0歳児から5歳児まで保育を中心にしても良いですということです。ただ、3歳からの幼児教育は同時スタートしますので、「10の姿」は意識して育ててくださいというのが厚生労働省の言い分です。幼稚園型になると文部科学省の管轄に入るということで、未だにその管轄分野は分かれたままなのです。こども園は内閣府の管轄になるということで、今は3つの省庁が幼児教育に携わっている。今は3つバラバラなので、平成27年から1つにしたらどうですかという意見で、幼保一元化という動きがずっとあって、それが実現しないまま無理やりに制度としてそのようにしたということです。今、保育所もこども園も幼稚園も3歳からは無償です。全員。無償になると、0歳児から預けている所にそのまま続けた方が都合いい訳です。わざわざ幼稚園に行かせる必要性がないのです。無償ですから。</p>
<p>羽田野委員</p>	<p>もう1回確認させていただくのですが、現状としては公立の場合は、保育園があつて5歳まで2号の方が行かれて、学校に行く前の子ども達は幼稚園に行かないと行けないのですね。</p>
<p>内野宮学校教育課長</p>	<p>いいえ。</p>
<p>羽田野委員</p>	<p>幼稚園に行かなくてもいいのですか。 そのまま保育園から小学校でいいのですか。そうなのですか。1号だけが2・3年保育を検討するというので、2号でない方のためにこの3年の幼児教育を検討することという話しになっているのですか。</p>
<p>内野宮学校教育課長</p>	<p>はい。</p>
<p>羽田野委員</p>	<p>分かりました。すみません。勉強になりました。</p>
<p>下田教育長</p>	<p>もし、よろしければ…(学校教育審議会の)資料は差し上げているのではないのでしょうか、差し上げてないのでしょうか。</p>
<p>(書記 麻生)</p>	<p>(お渡しております。)</p>
<p>下田教育長</p>	<p>審議会の資料No.1～8までであると思いますので、そこに今の実態と1号・2号・3号の説明があると思いますので、一度時間のあるときに目をお通しください。</p>

下田教育長	それでは、よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、次に協議事項に移ります。

## ○協議事項

### 豊後大野市奨学金返還支援制度に基づく「豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱」について

下田教育長	事務局の説明を教育次長 お願いします。 教育次長の説明等お願いします。  (教育次長が令和元年10月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明) <協議理由> 豊後大野市奨学金返還支援基金条例(令和元年9月27日条例 第25号)が令和元年第3回豊後大野市議会定例会にて議決したことに伴い、今後の制度運用に際し補助金交付要綱を定める必要があるため、議案審議する前に教育委員の意見聴取を行いたいので、協議を行うもの。
下田教育長	ただいま、教育次長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	何かございますか。
衛藤恵子委員	いいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衛藤恵子委員	16ページの第10条で、異動の届出とあります。そこはそれで、その下に「交付決定の取消し」と第11条に「市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と交付決定と … 少しお待ちください。
下田教育長	市外に転出したらダメですかということでしょうか。
衛藤恵子委員	それはそうですね。 氏名が変わったという場合はどういふ場合がありますか。 結婚した場合とか、そうしたら…
衛本教育次長	結婚した場合は、取り消しません。結婚して転出した場合には、取り消しますが。

下田教育長	今、おっしゃられているのは、第10条の第2号と第3号が第11条の第1号に該当しますかということです。
衛藤恵子委員	そうです。
衛本教育次長	該当する場合があります。
衛藤恵子委員	その該当する場合が、どういう場合かと思ひまして。
下田教育長	ご質問されているので、お答えください。
衛藤恵子委員	そういう場合って、どういう場合でしょうか。
衛本教育次長	市外へ転居した場合で…
下田教育長	それは、第10条の第1号でしょう。第2号と第3号で(補助金取消しに)該当する場合がありますでしょうかと、質問されています。つまり、氏名が変わって、決定が取り消されるのでしょうか。
衛藤恵子委員	そうです。
衛本教育次長	氏名が変わっても、こちらが補助金を交付する関係で届出はさせていただきます。その届出によって、転出等があれば返還や取消し等になります。市外に出ているような場合には。
下田教育長	それは、当たり前です。
衛藤恵子委員	結婚して豊後大野市に居住していて、名前が変わっただけではない…
衛本教育次長	結婚して、この規定では就労状況の変更も届出をしていただくので…
下田教育長	第11条第1項の規定の仕方が、変更した方が良いのではという指摘です。検討してください。私もおかしいと思います。
衛本教育次長	そうですか。
下田教育長	おかしくないですか。「前条の届出があったとき」に「補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる」と書いてあるので…
内野宮学校教育課長	前条第1号及び第3号と書いた方が良いかもしれません。
衛藤栄一委員	そうですね。(第10条の)第1号と第3号しか該当しませんね。
下田教育長	氏名が変わっただけでは、取消しをしないのでしょ。

衛本教育次長	はい。
下田教育長	そこを再検討してください。法規係を含めて相談してください。何を含んでいるのかを、前条の届出があった場合に取消す対象は。今の指摘については、そのまま読んだら、結婚に対して取消しに該当するよう取れるので…
衛藤恵子委員	指摘者の方がよくわからなくなるので…
下田教育長	そういう意味ではないと思うのですが。 はい、(補足を)どうぞ。
(書記 麻生)	補足をします。第11条の本文に、「全部又は一部を取り消すことができる」なので、(取消しを)しない場合もあり得る。内容によっては、ですが。指摘があったとおり、「前条第1号若しくは第3号」と規定した方がスッキリすると十分に分かります。規定の仕方とすれば、第10条の第1号から第3号までの順番を第2号・第3号を入れ替えた方がスッキリするので、その方がよいかと思います。あと様式にも関係しますので、その点も含めて相談をさせていただきます。
下田教育長	第10条と第11条ですね。
(書記 麻生)	「できる規定」ですので、しない場合もありますということで、前条だけでもおかしくはないのですが、具体的に分かりやすくするためには該当する号数まで規定した方が分かり易いところも思いますので、そこは協議をさせていただきます。
下田教育長	検討をお願いします。 はい、次どうぞ。
羽田野委員	25ページの「制度の概要」の所でお尋ねしたいのですが、関連するのですが、「4 補助金の返還」の所に「転出や仕事をやめるなどした場合には」とあるのですが、例えば転職などの場合には一端取り消してその後また申請をしていただくのでしょうか。
衛本教育次長	変更があった場合は、異動の届出を、もちろん就労状況の変更を、先程ありました第10条第3号に「就労状況等に変更があったとき」には、〇〇建設会社から□□薬品にとかはあり得ますので、その報告はさせていただきます。
羽田野委員	では、概要では「補助金の返還を求めると書いてあるのですが、これはできる規定なので、求める場合もあるのですね。
衛本教育次長	はい、そうです。この資料は、(9月)議会での説明資料ですので、変更はできないのですが。
羽田野委員	当該年度の間、例えば途中で仕事をやめて、1・2箇月して豊後大野市内

	に勤務した場合には一端全部返還して…
衛本教育次長	いいえ、そんなことはしません。
羽田野委員	それは、臨機応変に考えていただけるということですか。
衛本教育次長	当然…
羽田野委員	転職した場合には、当該年度と書いてあるので、例えば4月から9月にもらった場合に、いつ就職か分からないので…
衛本教育次長	この(補助金の)支払が、前年度奨学金を、例えば30万円返還しましたという申請に対して次年度の令和2年度というか、現年度に前の分を交付するので、令和2年度から始まるのですが、令和元年に奨学金を返還していて、令和2年度にその該当する補助金を受け取るという…
羽田野委員	分かりました。
衛本教育次長	返還を求めるのは、その年度に、例えば10月とか11月に(補助金)もらっていて転出しているということが判明すれば返還を求める場合があります。
羽田野委員	分かりました。それと、もう一つ。これには所得制限がないのですか。例えば、ものすごく高い給料をもらっている人にも補助金交付をするのですか。
衛本教育次長	はい。所得制限はありません。
羽田野委員	ないのですね。そうですか。
衛藤栄一委員	所得制限を設けた方が良いのではないかと思います。
羽田野委員	私もそう思います。
衛藤栄一委員	公務員の方々が交付対象ではないので…そうですね。
衛本教育次長	はい。
衛藤栄一委員	公務員の方が交付対象でないのは、いろいろな理由があろうかとは思いますが、まっとうに働いている方でいただけない方がいるのに、まっとうには働いているのですがすごい高所得の方が、他には回せないのですが、この条項に当てはまらないといただけないのですが…いかがなものかと。それをいくらからと算定するのは難しいのですが…
下田教育長	(ご質問に)答えてください。
衛本教育次長	この制度を考えたときに、所得制限は設けないということで、議会等にも説明

	をしているところです。
下田教育長	これは、あくまでも目的はその位置付けもあるのですが、若者が地元に残って働くという、それに対して補助金を出していきたいという趣旨ですから、地元に残って頑張ってくれるのであれば補助しましょうということです。簡単にいうのですが。したがって、そこに所得制限を付ける必要がそこにはないですね。言葉に語弊があるかもしれませんが、もともと所得の高い人はおそらく奨学金は借りていないだろうという認識はあります。
衛藤栄一委員	はい。 では、いいですか。まだあります。
衛藤栄一委員	補助金の算定期間は前年度ですよ。
衛本教育次長	はい。
衛藤栄一委員	ということは、この条例が始まってもらえるのは、(令和2年)4月1日以降ということですよ。
衛本教育次長	はい。
衛藤栄一委員	条例が始まっているのが、9月(27日)なので、時系列的には大丈夫なのでしょうか。
衛本教育次長	前年度に(奨学金返還金を)支払っていれば、大丈夫です。 今、転入された方が前年度や今年度払っていれば、令和元年度分については令和2年度…
衛藤栄一委員	というのが、9月27日以降に豊後大野市に転入したときは、補助金をもらうのが、今年の4月1日時点では豊後大野市民でない方がもらえるということでしょうか。
衛本教育次長	はい。
衛藤栄一委員	9月27日以降…
下田教育長	そこは、すごく矛盾なのですが、この条例が今までなかったのです。(令和元年)9月27日をもってこの条例ができた、制度ができる・できないときというのは、すごくタイミングの悪い方が出てくるということです。これが9月27日で決定以上には、27日以降に豊後大野市に帰って来た人(転入した人)しか対象にならない。今言った4月から豊後大野市で働いている方は…
衛藤栄一委員	対象にならないですね。
下田教育長	ダメなのです。この条例がなかったときに、非常にそこは私もこの条例の中で



	不本意な所で、市長ともやり取りをする中では、条例がなかったときにいる人と条例ができてから転入した人の区切りはやむを得ないだろうと、どこかに線を引かないと…
衛藤栄一委員	そうですね。
下田教育長	そういうことなのです。
矢野委員	30歳以下に限定したというのは、何かあるのでしょうか。
衛本教育次長	若者・定住ということです。
矢野委員	35歳とか40歳では悪いのですね。
下田教育長	そうですね。35・36歳でも奨学金は返還していますよね。確かに。
衛藤栄一委員	私が思ったのは、従前の(教育振興特別)奨学金制度の世代は対象外にして欲しかったです。その人達には、権利があったのですから。あの人達がもらっていて、ダブルで、(教育振興特別奨学金)もらった挙句にこれももらえるという、もらった人達は除くという形にさせていただきたかったのですけど。
下田教育長	確かに。
衛藤栄一委員	それを条項で考えて欲しいのと、それと先程の9月27日の不平等さで教育長が言われたところは、本当にこれで大丈夫かを、すぐく頭の中で考えているのですが、次回までに考えてきます。
下田教育長	今言われたことは、次回冒頭にお答えしてください。質問と一緒にですから。いいですか。
羽田野委員	もう一ついいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
羽田野委員	15ページの第4条第2号で、「月賦、半年賦又は年賦により奨学金等の返還を遅延なく行っている者」とあるのですが、私どう読んでもよく分からないのですが、説明をお願いします。
衛本教育次長	(奨学金返還金の)支払い方法が、人によって1年間まとめて払う人、奨学金を返すときに…
羽田野委員	これは奨学金を返す方法ですか。分かりました。
下田教育長	いろいろなパターンがありますので。

羽田野委員	なるほど。これは別に借金があることかと思いました。 よく分かりました。
下田教育長	他にございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	また、必要な資料等がございましたら、次回までに尋ねてください。他のこういう資料はどうなっているかなどを、かなりの資料は準備して議会に望んでいますので、ご提示できる資料があるかと思しますので、こんなことは調べているかということがあれば、お帰りになられてもう1回審議をしていただく中で、聞いていただければこちらで準備をしたいと思えます。
衛本教育次長	教育長、1点お願いします。12月の市報に載せるためには、11月7日に原稿を上げないといけないので、一応「制度の概要」というのを基本に、25ページを基本に市報に載せたいと思えます。条例が決まっているので、制度が始まることは決定しておりますので、25ページの「制度の概要」は議会での配付資料でもありますので、これを基本に市報に載せたいと考えておりますので、ご理解願います。11月の教育委員会定例会にて補助金交付要綱を決定するというところでお願いします。
下田教育長	いいのですが、2の対象者については概要ではこのようにしたけど、議会での決定事項ではないのではないのでしょうか。どうなのですか。今そこで質問が出ているので、市議会で決定したのは条例ですよ。このような感じで要綱を策定したいという、策定内容に制限をされた答弁ではないですよ。25ページの制度の概要で枠が決められているということであれば、教育委員会で一番主な所の議論をすることは何もできないということになりますよ。そうじゃないのでしょうか。議会でこの概要は決定したのですか。
衛本教育次長	概要は説明しました。
下田教育長	決定したのですか。
衛本教育次長	決定はしていません。
下田教育長	そうですね。2の所で一番質問が出ているので、概要通りで行きますということであれば、11月教育委員会定例会ということにはならないでしょう。
衛本教育次長	では、計画を変更して1月の市報でよいですか。
下田教育長	いいえ、「奨学金返還支援制度」ができますという、目的はいいのでしょ。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	補助内容について、こういうことを考えています。対象は若者ですということ

	で、市報には十分載せられのではないのでしょうか。暴力団関係市者はだめですとか市内居住の条件などは問題ないと思いますが、今質問があったような内容は枠を切るような話しは教育委員会の決定をしていないので、先に枠を切ることはできないでしょう。言っていることは間違っていますか。
衛本教育次長	分かりました。
下田教育長	この概要の中でも当たり前の部分についてはいいのですが、市報に載せたのはこんな制度が始まりますと、だから豊後大野市に帰ってきてくださいというのが市報のお願いする内容ではないのでしょうか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	そんなメッセージの市報の1ページを出してくれて、4月から募集が始まりますというお知らせを、4月から始まりますという楽しい紙面になるように作ってもらうことで、よいですか。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	要綱は11月定例会で決定するというのでいいですか。
衛本教育次長	はい。
衛藤栄一委員	一つ付け加えさせてください。専業主婦の方については、どうお考えか次回お聞かせください。
衛本教育次長	はい。
下田教育長	では、一度お持ち帰りいただいて、もう一度検討していただくということで、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	協議事項 豊後大野市奨学金返還支援制度に基づく「豊後大野市奨学金返還支援補助金交付要綱」については、次回定例会にて議案として審議を行いますので、よろしくお願いします。 それでは、本日追加案件であります協議事項「フリースクールに関するガイドラインについて」に移ります。

## ○協議事項《追加案件》

### フリースクールに関するガイドラインについて

下田教育長	事務局の説明を 教育次長・学校教育課長 お願いします。 教育次長の説明等お願いします。
-------	--

	(教育次長が令和元年10月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明) <協議理由> 豊後大野市内に設立する動向があり、豊後大野市教育委員会としての方向性を定める必要が生じたので、今後の対応に際してガイドラインについて協議を行うもの。
下田教育長	ただいま、学校教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	(今般の市内への設立予定の)このフリースクールには、何人行っているのでしょうか。
内野宮学校教育課長	4人だったと思います。市内の子どもは行っていません。大分市それから佐伯市の子どもだったと思います。
下田教育長	どういう活動をしているのでしょうか。
内野宮学校教育課長	活動は、子ども達が行ったら何をやるのではなく、今日自分達がどのような1日のスケジュールですごそうかと自分達で決めて自分達で主体的に動いていく活動をしています。その主体的に動く、自分達が何かしたいことがあれば、それに何か必要なものを、「こういうことをしないとイケないね」と、子ども達自身が考えてするようなスタイルだそうです。だから、何をやるというのは決まっていない。子ども達が決めるスタイルです。
下田教育長	これを何スクールというのですか。
内野宮学校教育課長	オルタナティブスクールです。
下田教育長	そうですね。その説明資料が、ここにあるということです。1度読んでいただきたいのですが、そうすると(別紙資料[フリースクール等への対応ガイドライン(案)]P4の)(3)の①から③までは、今の状況から整合性はありますか。
内野宮学校教育課長	お話しを聞く限りでは、①から③については少々これには該当しないというふうに認識しております。
下田教育長	そういうことですね。
内野宮学校教育課長	はい。
下田教育長	それが一番重要な市教委の視点ということです。つまり、①から③はやって欲しい。これでフリースクールを機会確保法、この前の定例会で説明しました機会確保法、学校に行かなくても良いですという、その行き場所としてその空間を求めて行くのは構わないけれども、市教委としては①から③をクリアしないと

	<p>出席扱いには今の段階では認められませんというご提案になっているということです。前回説明した教育機会確保法でいけば、どんなフリースクールでも行ける所があれば子どものためにその部分は非常に認めますのでどうぞという、「かじか」にもその役割を持たせて機能強化を図っていききたいというのが今までの市教委の方向だったのですが、ここに新たなフリースクールができていくというのは歓迎することで、そういう場所が子どもに非常に都合がいいということになれば、連携をしてやはり支援をしていきたいと、しかし今回豊後大野市にできようとしているフリースクールについては、(3)の①から③について少し理解ができない所があるので、ここはクリアしてもらえませんかというのが、逆に市教委からのお願いというか、そういうことでガイドラインを作りたいということですが、どうでしょうか。</p> <p>今の予定では、大野町にできると言っているのです。</p>
<p>衛藤栄一委員</p>	<p>市外の子供達も宿泊しながらなのではないでしょうか。</p>
<p>内野宮学校教育課長</p>	<p>いいえ、宿泊はしていません。</p>
<p>衛藤栄一委員</p>	<p>通所ですね。</p>
<p>内野宮学校教育課長</p>	<p>毎日ではない、と言っていました。</p> <p>(参考)資料ですが、これはお帰りになられてから読んでいただければよいのですが、ここに当該のフリースクールの目指す姿が書かれてあります。これを見るとこんな考えでやっっているのだというのが、分かりますかと思えます。</p>
<p>下田教育長</p>	<p>どうでしょうか。①から③を入れてガイドラインを作ることで、ご意見を伺っている所ですが、そういうものは要らないと、そうやって学校に行けない子どもを受け入れてくれるのであればそのガイドラインの方がいいのでは、という意見があっても不思議ではないし、その方向に時代は流れようとしているので、あえて市教委で①から③の条件を付けることが現状として合っているのかどうかというのも一つ問題になっているということです。どうでしょう。</p> <p>当該フリースクールができようとしていることに、困るからという立場ではないということです。そういう場所や空間ができることは、前回お話した教育機会確保法の中では絶対必要だと、一緒に連携してやって行きたいという思いは強いだけでも、しかし、自由にやらせるというのは、ちょっと教育委員会として、それを出席扱いと認めますとは、現状の規制の中では無理なのではないかというご提案ということです。どうでしょう。</p>
<p>全委員</p>	<p>(声なし)</p>
<p>下田教育長</p>	<p>現状の見解として、ガイドラインを現状教育委員会で認めていただいて、これから子ども達がやはり行き場がなくて、どうしてもそういうフリースクールを使いながら自分の社会自立に向かって、その場所を活用して自立の道を歩んで行くということが明確になれば、市教委として出席扱いにすることに全然抵抗はないと思うのですが、ただ非常に不透明な所もあるから①から③の条件を当面付けさせていただくガイドラインを作らせていただくということが、そうでな</p>

	いと、やみ雲にすると、家庭にいる子も出席扱いするのと同じですから、今の状態の中で行くと…「家庭で自由にさせている。」という方針を持たれている保護者もいて、過去にもいました。「学校にはやらない。」と、自分の所で教育するという、でもそのあるケースの時には、中学校2年生のときに、やはり高校に行くためには出席日数の関係があるという情報の中から中学生から入ってきて、そして勉強は家で十分できているので、急に入ってきてすぐトップに立って、そのまま高校に入ったというケースもあります。そうやって、発達段階における学習をきちっと仕組んでいくシステムであれば、それは出席扱いとして認めていいのかなと思いますが、そういう保護者の意向で、学校に行かせないで、自分の所で育てますというのを自由に出席扱いと認めるのは現実的に厳しいので、それと同じレベルのフリースクールだとしたら、当面(出席扱いは)認められないのではないかと思います。
衛藤恵子委員	最初からあまりにも安易にというのは、危険かなと思われまます。
衛藤栄一委員	いいのではないのでしょうか。⑥があるから、どうしても救って欲しいという相談があって、三者、市教委とフリースクールと保護者と話し合う、この子にはこれしかないというパターンが個別に伺えるという⑥はそういうことだと思うので、そこは残しておいていいかなと思います。
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	「フリースクール等への対応ガイドライン」については、本日教育委員会でこのガイドラインを決定したということで、来年度に向けてこのガイドラインに沿って進めて行くということで、しかし、いろいろな問題が起きたときには、ガイドラインの見直しは図っていくということで、よろしくお願いします。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、続きまして議案に移ります。

## ○議事案件

### 議案第47号 豊後大野市公民館利用規程の一部改正について

下田教育長	ではまず、議案第47号の審議に入ります。 事務局からの提案・説明を 教育次長・社会教育課長 お願いします。  (深田社会教育課長が令和元年10月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明)  <提案理由>
-------	--

	<p>公民館施設及び設備の利用許可申請書に記載内容を追加する必要が生じたので、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第6号の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。</p>
下田教育長	<p>ただいま、社会教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。ご質問ございますか・</p>
羽田野委員	<p>はい。</p>
下田教育長	<p>はい、どうぞ。</p>
羽田野委員	<p>この改正案については、各公民館と話しをされたのでしょうか。</p>
深田社会教育課長	<p>各公民館には、教育委員会告示ができればこの様式で送りますと連絡をしております。</p>
羽田野委員	<p>私、(公民館を)使用する上で、とても不便だと感じる部分があるのです。というのは、利用日時が①から④まであって、何月何日何時から冷暖房あり・なしですが、2.の利用施設・設備の所で☑をするようになっているのですが、例えば①と②が同じ日で、①は会議室を使用するけれど、②は調理室を使用するようときにどういうふうに … 今までは、①は会議室・②は調理室と書いていたのですが、この改正をすると、どの分が①でどの分が②かが分からないような申請書になっているので、受付ける方が、私も5年間受けましたので、よく分かるのですが、これは不具合だと前もっていただいたときにそう思ったのですが … 例えば、フラダンスの教室があるとすると、①・②は会議室だけど③・④はホールを使用するというような例もあるのです。発表会が来ると、体育館を使用したり、ホールを使用したりしますので、もう少し「利用施設・設備」についてはもう少し違う書き方があるのではないかというふうには思いました。</p>
深田社会教育課長	<p>私共は、会議室としてここに、中央公民館でしたら、1・2・3・4と4つ会議室名とかがあがっております。それについては、その他に第1とか第2とか書いていこうと考えていたのですが…</p>
羽田野委員	<p>その他は、どこにありますか。</p>
深田社会教育課長	<p>右下の一番端にあります。ここに第1とか第2とかを記載していただくかと考えていたのですが、①から④まで全て違う部屋を使用する可能性もありますので、ここは少し…大変申し訳ありませんが、実は、教育委員会告示が終わったら直ちに印刷に発注しております、この利用日時の下空白に、ここに①は会議室とかを記載していただくように追加で、各公民館含めてまたご連絡をしたいと思っております。次の印刷時には、利用日時の①から④の備考欄を付けまして、詳細を書けるように追加をしたいと思っております。大変申し訳ございません。告示いただいたら、すぐ配付できるように発注してしまいました。</p>
下田教育長	<p>それは、どれぐらいの枚数がありますか。</p>

深田社会教育課長	それは、冊で…
下田教育長	だから、どれぐらいですか。公民館によって異なるでしょうが。1年で変わりますか。新しく次から印刷するときには、今の意向を入れて、次回から変えるようにしたらどうですか。
深田社会教育課長	はい。次回からは…
下田教育長	それは、よろしいでしょうか。今日は、これで決定して。
衛藤栄一委員 他	(「はい」の声)
下田教育長	もし次回からするようであれば、新たな様式を作っておいて、今回はこのまま変更させていただいて、次回からは若干様式が変わるように…どうですか。次回、もう一度様式を再提案していただくように … ①から④の横に部屋名を入れるようにすればよかったということですね。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	利用者に申請書の様式を見ていただいて、何か不備がないか確認すれば、誰かが教えてくれたでしょうに…利用していない人が、様式作成するとうなるということですね。よくあるケースだと思います。 失敗しないためには、①の利用の記入例として(冷暖房)「あり・なし」の横に、部屋名を記入するのを、受付時に習慣化したらどうでしょうか。当面は。
深田社会教育課長	はい。分かりました。
全委員	(「そうですね」の声)
下田教育長	そうすれば。
羽田野委員	利用施設に☑でなくて、①・②・③・④とか書いて、上の段に書いた方が使い勝手がとてもよいと思います。
下田教育長	よいご意見をいただきました。 他によろしいでしょうか。
全委員	(声なし)
下田教育長	ご意見・ご質問がないようですので、議案第47号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。大変申し訳ないのですが、この原案で決定させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)



下田教育長	異議なしと認めます。議案第47号 豊後大野市公民館利用規程の一部改正については、原案のとおり決定します。ご迷惑をおかけします。次回、再度検討します。
-------	--

下田教育長	時間の都合で、順序を入れ替えて、その他から先に進めたいと思いますが、事務局良いですか。
(書記 麻生)	構いません。
下田教育長	事務局の方は構わないということですので、委員の皆様、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	では、議案第48号を後に回しまして、その他の方からいきたいと思います。

## 7 その他

下田教育長	では、その他 に入ります。
下田教育長	委員の皆さんから何かございますか。
全委員	(「よいです・はい」の声)
下田教育長	それでは、連絡調整に入らせていただきます。

## 8 連絡調整

### ○ 令和元年11月定例会の日程調整について

下田教育長	次回の日程について、提案を 教育次長 お願いします。
衛本教育次長	11月定例会につきましては、11月29日(金)午前9時30分から教育委員会室で開催したいと考えています。ご協議をお願いします。12月定例会については、12月26日(木)を今のところ考えています。
	===== 日程協議・調整を行う =====
下田教育長	次回、11月定例会につきましては、11月29日金曜日 午前9時30分からの開催ということで、よろしくお願いします。12月定例会については、来月再度正式に調整します。
	===== 10月・11月の教育委員の出席依頼関係分 日程確認を行う =====

下田教育長	それでは、連絡調整を終わります。
-------	------------------

○議事案件(つづき)

議案第48号 平成31年度豊後大野市立学校児童生徒の就学援助の認定審査について

下田教育長	<p>議案第48号 の審議に入ります。</p> <p>この議案の説明及び審議内容等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開 秘密会としたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>(「はい、異議なし」の声)</p>
下田教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、教育次長、学校教育課長のみで審議しますので、他の課長等は退席をお願いします。なお、学校教育課担当職員は臨席を認めます。他の課長さん方はここで終了ということにさせていただきます。それでは、ここで一時休憩に入ります。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時37分休憩)</p> <p style="text-align: center;">□□□ 一時休憩 □□□</p> <p style="text-align: center;">～ 社会教育課長・学校給食共同調理場長・図書館長・歴史民俗資料館長 ・担当者退出 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 学校教育課長・学校教育課担当職員(後藤清憲 副主幹)入室 ～</p> <p style="text-align: right;">(午前11時39分開議)</p> <p style="text-align: center;"><b>(非公開・秘密会) 開始</b></p> <p>※審査時は、教育次長、学校教育課長、学校教育課担当職員のみ臨席した。</p> <p>※審議結果は、審査対象者3名のうち、認定3名、不認定なし、保留なしであった。</p> <p style="text-align: center;"><b>(非公開・秘密会) 終了</b></p> <p style="text-align: right;">(午前11時46分休憩)</p> <p style="text-align: center;">□□□ 一時休憩 □□□</p> <p style="text-align: center;">～ 学校教育課担当職員(後藤清憲 副主幹)退出 ～</p> <p style="text-align: center;">～ 担当者 入室 ～</p> <p style="text-align: right;">(午前11時47分開議)</p>
下田教育長	<p>それでは、開議します。</p>

9 閉会

<p>下田教育長</p>	<p>それでは、これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。 令和元年10月 豊後大野市教育委員会定例会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午前11時47分閉会)</p>
--------------	--